

## 月2回土日完全週休2日制工事（受注者希望型）試行要領

### （目的）

第1条 建設業では、若年者の入職が年々減少し、将来の担い手不足が大きな課題となっている。このため、週休2日の普及に向けた効果、課題を把握するため月2回土日完全週休2日制工事を試行する。

### （月2回土日完全週休2日制の定義）

第2条 現場着手日から工事完成報告書の提出日までを対象期間として、原則、「第2、4週」、「第1、3週」などあらかじめ決めた月2回の土曜日及び日曜日を工事現場休工日とする。ただし、緊急対応など、やむを得ない理由がある場合には、発注者との協議により休日を別の日への振替可能とする。

### （対象工事）

第3条 月2回土日完全週休2日制工事（受注者希望型）の試行は、公告するすべての案件を対象とする。ただし、以下の案件については対象外とする。

対象期間が30日未満の工事

建築一式工事、電気工事・管工事（建築設備工事）

下水道工事（シールド工法等連続施工を要する工事、電気・機械設備工事）

港湾等工事（積算基準（港湾関係編）適用工事）

なじまない工事

- ・災害復旧工事など早急に工事を完成する必要がある工事
- ・供用時期が決められている、湧水期施工を求められているなど工期の制約がある工事
- ・その他、発注者が月2回土日完全週休2日制試行工事として実施することが困難と判断した工事

### （入札公告等への明示）

第4条 発注者は、入札公告において、月2回土日完全週休2日制工事（受注者希望型）である旨を明示する。また、必要な事項について、特記仕様書に定める。

### （経費の計上）

第5条 月2回土日完全週休2日制に関する経費は、別紙1「積算方法」に基づき変更契約で計上する。

( アンケートの送付 )

第 6 条 試行工事の検証を行うため、受注者より提出されたアンケートは工事完成次第公共事業運営課に送付する。

( 工事成績評定における評価 )

第 7 条 月 2 回土日完全週休 2 日を実施し、かつ、4 週 8 休以上の現場閉所が達成できた場合についてのみ、創意工夫の評価( 監督員 )における【安全衛生】において加点評価する。

なお、月 2 回土日完全週休 2 日を実施したものの、4 週 6 休以上 4 週 7 休未満もしくは 4 週 7 休以上 4 週 8 休未満の現場閉所の達成であった場合は、加点評価しない。

また、受注者の責により、月 2 回土日完全週休 2 日を実施したものの、4 週 6 休以上の現場閉所が達成できなかった場合でも、減点を行わない。

附則 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

## 別紙 1 「積算方法」

対象期間中において、月 2 回土日完全週休 2 日を実施できた場合、対象期間中の現場閉所日数に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じて補正する。

なお、現場閉所日数は、あらかじめ決めた月 2 回の土曜日及び日曜日のほか、天候（降雨・降雪等）により休工した日も現場閉所日数としてカウントする。

- 1 「準備期間」<sub>1</sub>、「後片付け期間」<sub>1</sub>、「夏季休暇（3日間）」<sub>1</sub>、「年末年始休暇（6日間）」<sub>1</sub>、「工場製作のみの期間」<sub>1</sub>、「工事事故等による不稼働期間」<sub>1</sub>、「天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間」<sub>1</sub>、「その他、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間」は対象期間から除く。
- 2 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

### 【4週8休以上】

（現場閉所日数/対象期間日数 = 28.5%以上）

・労務費	: 1 . 0 5	・機械経費（賃料）:	1 . 0 4
・共通仮設費率	: 1 . 0 4	・現場管理費率	: 1 . 0 6

### 【4週7休以上4週8休未満】

（現場閉所日数/対象期間日数 = 25%以上 28.5%未満）

・労務費	: 1 . 0 3	・機械経費（賃料）:	1 . 0 3
・共通仮設費率	: 1 . 0 3	・現場管理費率	: 1 . 0 4

### 【4週6休以上4週7休未満】

（現場閉所日数/対象期間日数 = 21.4%以上 25%未満）

・労務費	: 1 . 0 1	・機械経費（賃料）:	1 . 0 1
・共通仮設費率	: 1 . 0 2	・現場管理費率	: 1 . 0 3